

新型コロナウイルス  
感染症対策本部長  
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

# 中小業者向け新型コロナ対策の 抜本的拡充を求める要望

2020年4月24日  
全国商工団体連合会  
会長 太田義郎

政府が閣議決定した2020年度補正予算案の審議入りに当たり、中小業者支援策の抜本的な拡充に向け、以下の要望を行います。

ぜひ、補正予算に基づく緊急経済対策に反映してください。

## 1、「持続化給付金」を継続し、「地方創生臨時交付金」の大幅増額を行うこと

「持続化給付金」について、売り上げ減少条件を緩和して支給対象を広げ、1回限りとせず、継続実施するとともに、不課税とすること。

休業や自粛要請に対する地方自治体の協力金に充てられる「地方創生臨時交付金」の大幅増額を行うこと。

収束後に向けた経済対策については時機を見て行うこととし、当面は持続化給付金の継続支給や医療崩壊を止める対策などに予算を重点配分すること。

## 2、さまざまな固定費への助成制度を実施すること

家賃、リース料、公共料金、著作権使用料など、さまざまな固定費の負担を軽減する助成制度を実施すること。あわせて店子や取引先への負担軽減を行う家主、リース会社、著作権協会などへの支援も行うこと。

融資を受けて雇用を維持した場合、給与、社会保険料、家賃、リース料、公共料金など固定費に充てた借入額について返済免除とすること。

### **3、新型コロナ関連の融資について運用と制度を劇的に転換すること**

日本政策金融公庫が行う特別貸付について、「借り入れ実績のある場合は前年度の売り上げ分までの申し込みは即決で融資を実行する」「制度の違いを問わず、借り換えを認めることを原則とする」など、運用と制度を劇的に転換すること。

セーフティネット保証について、性風俗ではない飲食店が風俗営業法の許可を受けている場合には営業実態に即して審査し、積極的に保証すること。

### **4、雇用調整助成金を「支給を前提」とした制度へと刷新すること**

雇用調整助成金を「雇用維持助成金」（仮称）へと刷新し、①休業計画を不要とし、雇用を維持する事業者に「支給を前提」とした制度へと転換する、②「開店休業」「時短営業」などによる従業員の減収分も対象にする、③賃金の支払いは助成金を受けてからでも可とし、上限（8330円）を引き上げる、④審査時間を短縮し、速やかに支給するために、10%減という生産指標が確認できれば申請を受け付け、昨年の給与支払い実績を源泉徴収簿や決算資料で確認し、その12分の1を毎月支給する（新規開業など昨年実績がない場合は、従業員名簿と見積額で対応する）など制度の刷新を図り、遡及適用すること。

### **5、国保の傷病手当金を個人事業主等に支給する自治体に財政措置を行うこと**

「負担の公平」の名で国保料・税を納めきれない事業者への差し押さえが行われる一方で、傷病手当金の支給対象から個人事業主やその家族専従者、フリーランスが除外されている。

政府として傷病手当金の「公平な給付」を自治体に促し、財政措置を行うこと。

### **6、税金の免除・執行停止を積極的に行い、消費税率引き下げを決断すること**

事業の転換や再開、資金確保を支援するために、所得税、法人税、消費税、固定資産税などの納税緩和制度の積極的活用に加え、中小業者・フリーランスの売り上げが対前年比30%以上減少する場合は免除・執行停止にすること。

すでに納付が完了している社会保険料の延滞税は、徴収を免除し、執行停止にすること。

消費税率の引き下げを決断すること。

以上